

白老町町内会連合会旅費規定

白老町町内会連合会規約施行規則第2条の旅費支給について、次のとおり定める。

第 1 条 会長の要請による会議・研修会等の町外出張の旅費支払いは次による。

- (1) 交通費は交通機関の路程料金による。
- (2) 日当は、1日 5,000円 とする。
- (3) 宿泊費は、1泊 10,000円 とする。

ただし関係団体等の要請による出張等で、上記の旅費の全額、または一部が要請団体から支払われるときは、その分除外されるものとする。

第 2 条 町連合主催による会議・研修会等については、次によるものとする。

- (1) 交通費については、公共バス料金を支払う。

付 則

この規定は、昭和63年 4月 1日から施行し適用する。

この規定は、平成 6年 4月 1日から施行し適用する。